

議案第40号

天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び天理市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び天理市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正しようとする。

平成29年6月8日提出

天理市長 並 河 健

天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び天理市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 天理市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月天理市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

(天理市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の

方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 天理市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月天理市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項中「聞く」を「聴く」に改める。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合の項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第86条中「第38条、第39条」の次に「（第5項を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。